

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	61
○平成22年度鳥獣保護区の更新…………… (自然環境課)	61
○平成22年度特別保護地区の指定…………… (自然環境課)	66
○平成22年度特定猟具使用禁止区域の指定…………… (自然環境課)	68
○平成16年度道指定鳥獣保護区の更新の一部改正…………… (自然環境課)	68
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	69
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課)	69
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	69
<b>公 表</b>	
○北海道人事行政の運営等の状況…………… (人事課)	69
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	69
○特定調達契約に係る入札の公告……………	70
<b>道人事委員会規則</b>	
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	71
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	71

## 告 示

### 北海道告示第672号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ソフトウェアライセンス 一式
- 2 落札を決定した日  
平成22年8月24日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 都築電気株式会社
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目19番15号
- 4 落札金額  
89,775,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成22年7月13日付け北海道告示第544号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第673号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。  
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 名称 真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、札幌市営地下鉄南北線真駒内駅の東側に位置した南北に約3キロメートルの細長い丘陵地であり、アカイタヤ、キタコブシ、ミズナラ等の広葉樹林から構成されている森林で、アカゲラ、ハシブトガラ、エゾリス、シマリス等の鳥獣が生息している。

また、遊歩道が網目状に整備され、住民の自然観察の場、憩いの場として親しまれており、昭和45年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 赤岩鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存 続 期 間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、小樽市中心街より北西約4キロメートルに位置し、カラマツ、トドマツの人工林とシナノキ等の広葉樹の混交林に覆われている。当地はキタリスやハシブトガラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であるとともに、小樽市民等の自然観察の場としても重要な役割を果たしていることから、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 3(1) 名 称 測量山鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存 続 期 間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、JR室蘭駅から北西に約2キロメートルに位置し、ナラを主体とした樹齢60年前後の天然の広葉樹林である。下層は、クマイザサが密生し、地表を覆っており、南斜面は内浦湾に面した断崖絶壁となっている。良好な林相と断崖の地形を反映し、タカ類や多くの渡り鳥が飛来する。

また、この区域は測量山緑地になっており、市街地からも近いことから、家族連れやグループが散策やハイキング、レジャーを楽しむ憩いの場になっており、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 4(1) 名 称 日勝鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存 続 期 間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沙流川の源流部に位置し、全域が日高山脈襟裳国立公園第1種特別地域に含まれているほか、一部が国指定の天然記念物沙流川源流原始林に指定されている。

また、中央部を国道274号が通過し、日勝峠には展望施設及び遊歩道が整備されている。トドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の天然林で被われる標高800メートル付近から、ハイマツやコケモモ等の高山植物が生育する標高1,300メートル付近まで、野生鳥獣の生息地として良好かつ多様な自然環境を保持していることから、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 5(1) 名 称 見市鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存 続 期 間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、八雲町熊石鮎川町から国道277号に沿って北東7キロメートルの地点に位置しており、標高は100メートルから600メートル、溪谷が入り組んだ変化に富む地形となっている。

また、檜山道立自然公園の区域に含まれている。林相はブナ、ミズナラ等の広葉樹、かん木類の天然林とトドマツ、カラマツ等の人工林により構成され、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区の更新を行う。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 6(1) 名 称 小島鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで(20年間)  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
集団繁殖地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、松前町の西方約24キロメートルの日本海上に位置する周囲約4キロメートルの無人島である。島の周囲に切り立った断崖が発達し、海鳥の繁殖地となっている。島の中央部は、標高300メートルほどの丘陵に囲まれた盆地となっている。植生は、イタヤカエデ、ヤマグワが盆地にわずかに見られ、オオイタドリ、エゾニユウ、ササが優占している。島の北部はウトウの集団繁殖地となっており、また、松前小島周辺の島々は多くの海鳥の繁殖地となっている。海鳥の集団繁殖地として好適であり、特に鳥獣の生息地として良好な環境にあることから、その保全を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の更新を行う。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 7(1) 名 称 逆川鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで(20年間)  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、檜山郡江差町の北部に位置しており、標高0メートルから50メートル程の比較的緩斜な地形である。林相はスギ、トドマツ、カラマツ等の人工林と一部天然広葉樹林が混在しており、町においてはサクラの植栽も行われている。

また、区域内には農業用のかんがいダムがあり、マガモ、カルガモ、コガモ等の野生鳥獣の生息環境として良好であり、野生鳥獣の誘致を図るため、平成2年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図ると

ともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 8(1) 名 称 夕来稚咲内鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで(20年間)  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、稚内市夕来から天塩郡豊富町と幌延町との境界に至る海岸線とこれに平行して発達した砂丘林及びこれらに介在する草原、帯状の湖沼等から構成される。砂丘林は、海側にミズナラの風衝林が育成し、後背地はトドマツやエゾイタヤ等の密生する針広混交林となっているほか、区域内に湿原も含む。

また、全域が国立公園に指定されており、特別保護地区を含む。エゾリス、エゾクロテン等の獣類、クマゲラ、センダイムシクイ等の森林性の鳥、ノゴマ、ノビタキ等の草原性の鳥、ガン・カモ類やシギ・チドリ類、オジロワシ、オオワシといった水辺の鳥など様々な種類の鳥獣が生息し、森林性鳥獣等の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和45年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 9(1) 名 称 野上鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで(10年間)  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、JR遠軽駅から南西の方角約8キロメートルに位置し、区域の北側には湧別川が流れている。標高120メートルから370メートルまでの山稜地で、林相はミズナラ、イタヤ、シナノキ、シラカンバ等の天然林である。シジュウカラやアカゲラ等の森林性の鳥獣の生息地として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 10(1) 名称 円山鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、湧別町計呂地市街地から北の方角約2キロメートルに位置し、サロマ湖に面した標高160メートルの円山を中心とした森林であり、全域が網走国定公園の第2種特別地域に指定されている。

また、円山はサロマ湖の展望地として親しまれており、イタヤ、ヤチダモ、ミズナラ等の天然林となっている。アカハラ、ホオジロ等の森林性鳥獣の生息地として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 11(1) 名称 キムアネップ鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、浜佐呂間市街地から北西の方角約6キロメートルに位置し、区域の中央部にはアネップナイ川が流れており、三方をサロマ湖に囲まれた景勝地として、大部分の区域が網走国定公園の第2種特別地域に指定されている。湖岸部分はハマナス、センダイハギ等からなる海岸草原であり、区域南西部にはアッケシソウ群落が広がる。

また、キムアネップ岬の一部はキャンプ場として整備、利用されている。オオハクチョウ等のカモ科及びシギ、チドリ科の渡来地として重要であることから、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 12(1) 名称 女満別鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
集団繁殖地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、J R女満別駅から北東約2キロメートルに位置し、区域の西側は網走湖に面している。林相はヤチダモ、ニレ、ヤナギ等の天然性広葉樹林となっており、地表植物は一部「女満別湿性植物群落地」として国の天然記念物に指定されている。

また当該地は、湖沼に生息する鳥類のほか、森林・草原性の鳥獣が生息しており、特にアオサギのコロニーはその規模の大きさから有名で、集団繁殖地の保護区として、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
次のとおり

- 13(1) 名称 新嵐山鳥獣保護区  
(2) 区 域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、河西郡芽室町市街地から南南西方向へ約10キロメートル進んだ、標高340メートルの新嵐山の北東側に位置し、ナラ類、ヤチダモ等の広葉樹等からなる天然林及びカラマツ等の人工林で構成されている。

また、良好な林相を反映し、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 14(1) 名称 留真飛田鳥獣保護区  
(2) 区域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、十勝郡浦幌町市街地から北北西の方向へ約15キロメートルの位置にあり、緩やかな起伏をなす緩傾斜地形で、トドマツ、カバ類及びナラ類の天然針広混交樹林、カラマツ、トドマツ等の人工林で構成されている。シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 15(1) 名称 糠平湖鳥獣保護区  
(2) 区域 次のとおり  
(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）  
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、河東郡上士幌町市街地から国道273号を北に約25キロメートル、大雪山国立公園糠平温泉付近に位置し、標高は約500メートルから550メートル、森林中に湖水が開けた人造湖である。周辺の林相はトドマツなどの針葉樹である。カモ類などの水鳥が多く飛来するほか、湖周辺部は草索性及び森林性の鳥類の生息地となっている。

このため集団渡来地の保護区として昭和35年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 16(1) 名称 広内鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、上川郡新得町市街地から西に約5キロメートルの方向に位置し、標高360メートルから400メートルまでの間を起伏する緩傾斜地帯である。付近一帯に広がる森林はトドマツ、エゾマツからなる針葉樹林、ハンノキ等の広葉樹林と針葉樹林との混合林で構成されており、シジュウカラ、ゴジュウカラ等の鳥獣が多数生息している。

また、住民の自然観察の場としての親しまれており、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いの場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 17(1) 名称 春採湖鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、JR釧路駅から南東約2.5キロメートルに位置しており、天然湖である春採湖は、湖岸のほぼ全域にキタヨシ等の植物が群生しているため、水鳥の生育に適した環境となっており、多数のガンカモ科鳥類等が確認されている。

また、都市公園としての利用者も多いことから、鳥獣の生息環境の保全と利用者の安全確保を図っており、平成2年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 18(1) 名称 茨散沼鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的  
 当該区域は、別海町立別海中学校から北西約5.8キロメートルに位置しており、トドマツ及び天然林広葉樹を主体とした森林からなる、標高6メートル前後の丘陵地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、区域内に茨散沼も含む。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、カモ類等も多く飛来することから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和55年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
 次のとおり

19(1) 名称 根室丹根沼水源地鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的  
 当該区域は、JR東根室駅から北東約2キロメートルに位置しており、天然の針広混交林からなる標高約35メートルから40メートルの丘陵地である。一部エゾマツ、トドマツ等の人工林があり、区域内にオンネ沼や湿原を含む。カワウ、ウミウ、キンクロハジロ等の水鳥の生息環境として好適であり、また、これらの自然環境が、人為的影響の極めて少ない状態で保全されていることが注目されたため、昭和55年に、集団渡来地の保護区として道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針  
 次のとおり

20(1) 名称 望ヶ丘森林公園鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり

- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的  
 当該区域は、標津町役場から南方約1.3キロメートルに位置しており、林相はミズナラを主体とする天然広葉樹林やカラマツを主体とする人工林で、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、散策道、広場、池などが配置され、地域住民の憩いや自然観察の場として親しまれており、平成2年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針  
 次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第674号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名称 日勝特別保護地区  
 (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的  
 日勝鳥獣保護区は沙流川の源流部に位置し、全域が日高山脈襟裳国定公園第1種特別地域に含まれており、トドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の天然林で被われる標高800メートル付近から、ハイマツやコケモモ等の高山植物が生育する標高1,300メートル付近まで、シジュウカラやセンダイムシクイ等の森林性鳥獣が生息している。

特に当該区域は、原始的な自然が多く残されていることから、全域が国指定の天然記念物沙流川源流原始林に指定されており、鳥獣の生息地として特に良好かつ多様な自然環境を保持している。

このため、当該区域は、日勝鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 見市特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

#### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### イ 特別保護地区の指定目的

見市鳥獣保護区は二海郡八雲町熊石鮎川町から国道277号に沿って北東7キロメートルの地点に位置しており、標高は100メートルから600メートル、溪谷が入り組んだ変化に富む地形で、ブナ、ミズナラ等の広葉樹、かん木類の天然林とトドマツ、カラマツ等の人工林により構成されている。アカゲラやシジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として良好な環境にある。

特に当該区域は、ブナやミズナラ等の天然林が多く残されており、鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 小島特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

#### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

#### イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は松前郡松前町の西方約24キロメートルの日本海上に位置する周囲約4キ

ロメートルの無人島である。植生は島の中央部にイタヤカエデ、ヤマグワがわずかに見られるほか、オオイトドリ、エゾニューウ、ササが優先している。島の周囲に切り立った断崖が発達し、海鳥の繁殖地となっている。

また、島の北部はウトウの集団繁殖地となっているほか、松前小島周辺の島々は多くの海鳥の繁殖地となっている。

このように、当該区域はウトウ等海鳥類の集団繁殖地として小島鳥獣保護区の中でも特に重要であることから、特別保護地区に指定し、当該地域で繁殖する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 女満別特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

#### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

#### イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は網走郡大空町に所在するJR女満別駅から北東約2キロメートルに位置し、区域の西側は網走湖に面している。林相はヤチダモ、ニレ、ヤナギ等の天然性広葉樹林となっており、地表植物は一部「女満別湿性植物群落地」として国の天然記念に指定されている。

当該区域は湖沼に生息する鳥類のほか、森林・草原性の鳥獣が生息しており、特に大規模なアオサギの集団繁殖地となっている。

このため、当該区域は女満別鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図る。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 5(1) 名 称 糠平湖特別保護地区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成42年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

#### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は河東郡上士幌町市街地から国道273号を北に約25キロメートル、大雪山国立公園糠平温泉付近に位置し、標高は約500メートルから550メートル、森林中に湖水が開けた人造湖である。周辺の林相はトドマツなどの針葉樹である。カモ類などの水鳥が多く飛来するほか、湖周辺部は草原性及び森林性の鳥類の生息地となっており、当該区域は糠平湖鳥獣保護区の中でも特に良好な鳥獣の生息環境となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名称 根室丹根沼水源地特別保護地区
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

#### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### イ 特別保護地区の指定目的

根室丹根沼水源地鳥獣保護区は、J R 東根室駅から北東約2キロメートルに位置し、天然の針広混交林、エゾマツ、トドマツ等の人工林からなる標高約20メートルから40メートルの丘陵地である。カワウ、ウミウ、キンクロハジロ等の水鳥の生息環境として好適であり、タンチョウの生息地としても貴重である。

また、これらの自然環境が、人為的影響の極めて少ない状態で保全されており、良好な鳥獣の生息環境となっている。

当該区域はタンネ沼、オンネ沼及びその周辺の湿原であり、水鳥の採餌場等として当該鳥獣保護区の中核的な区域となっている。

このため、当該区域は根室丹根沼水源地鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保全を図る。

#### ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに係合総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第675号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに係合総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名称 花畔特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名称 ヨコスト湿原特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名称 浦幌豊北特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成22年10月1日から平成32年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに係合総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第676号

平成16年北海道告示第816号（平成16年度道指定鳥獣保護区の更新）の一部を次のように改正する。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

37(2)区域の事項を次のように改める。

帯広市岩内町に所在する民有林49林班及び53林班1、13から20まで、22、26から35まで、39、41から43まで、45、46、48から50まで、53、60、62から64までの各小班及び54林班1、2、4から7まで、11から32まで、35から39まで、41から57まで、59、61から72まで、74から77まで、81、83から90まで、92から96まで、98から118までの各小班並びに55林班58から64まで、66から68まで、88、90、103、109、119、120の各小班の区域

37(4)アの鳥獣保護区の指定目的の事項を次のように改める。

当該区域は、帯広市岩内町に所在し、帯広市街の南西方に位置している、標高約200メートルから500メートルの丘陵地であり、戸蔭別川及び岩内川の間に位置する。国民休養地に指定された岩内仙峽を含み、山地にはミズナラやシナノキ、シラカバ等の高木に、ナナカマドやニワトコ、ノリウツギ等の中低木を交えた天然林となっている。森林性鳥獣の生息環境

として好適であることから、昭和49年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

#### 北海道告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年9月16日、乙部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
当麻土地改良区	中の沢頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	熊の沢頭首工	同

#### 北海道告示第679号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 表

北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例6号）第4条の規定により、平成21年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。

平成22年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

## 総合振興局告示及び 振興局告示

#### 北海道渡島総合振興局告示第48号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年9月28日

北海道渡島総合振興局長 寺山 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
路面清掃車（真空式）1台
- 2 落札を決定した日  
平成22年7月12日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 英和株式会社

- (2) 住 所 大阪府大阪市西区堀江4丁目1番7号
- 4 落札金額  
30,660,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成22年6月1日付け北海道渡島総合振興局告示第16号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

#### 北海道十勝総合振興局告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年9月28日

北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1台

（交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成22年12月22日

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成22年9月28日から同年10月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成22年10月27日 午前10時（送付による場合は、同月26日までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

#### 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借 4台 一式

イ 予 定 時 期 平成23年2月ころ

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成22年3月12日付け北海道十勝支庁告示第48号

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道十勝総合振興局のホームページの入札等の情報  
(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
電話番号 0155-27-8508

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 27, 2010  
(If mailed, bids must arrive no later than October 26, 2010)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Tokachi General  
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro 080-8588  
Japan  
Phone : 0155-27-8508

## 道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則7-1218

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表本庁の項中「医療参事」を「医療参事  
教職員事務センター長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則14-58

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表教育庁の部本庁の項中「局室長」を「局室長 局センター長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。